

〇五―二〇一四(纖維板)に規定する構造用MDFに限る。)又は構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。)

(四) (一) (略)

一 この表において、N五〇、CN五〇、GNF四〇及びGNCC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN五〇、CN五〇、GNF四〇及びGNCC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二 表中(イ)欄に掲げる材料(イ)項から(イ)項までに掲げるものを除く。)を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防蟻措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

三 二以上の項に該当する場合は、これらのうち(イ)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

第二條 壁組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十三年国土交通省告示第五百四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後

改正前

第五 壁等 一〇一四 (略)		第五 壁等 一〇一四 (略)	
(四) (一)	緊結する部分 (略)	緊結の方法	
		くぎの種類	くぎの本数 くぎの間隔
(削除)	(略)	許容せん断力	
(五)	壁の枠組材と筋かいの両端部 (略)	CN六五 CNZ六五	下枠、たて枠及び上枠二本 一箇所当たり千百ニュートン

(三) (一)	(略)
(新設)	この表において、GNF四〇及びGNCC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるGNF四〇及びGNCC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。
(新設)	

十六 (略)

十六 (略)

(構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件(一部改正)  
第三条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを用いて掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

五 各階の張り間方向及びびけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積(その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積)に次の表二に掲げる数値(特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値)を乗じて得た数値以上で、かつ、その階(その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向又はびけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。)からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

表一

表一

耐力壁の種類	耐力壁の種類		倍率
	種類	連結の方法	
(一) 構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板(合板の日本農林規格(平成十五年農林水産省告示第百三十三号。以下「合板規格」という。)に規定する部分(防水紙その他	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	—	三
	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
			壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下

耐力壁の種類	倍率
(一) 構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板(合板の日本農林規格(平成十五年農林水産省告示第百三十三号。以下「合板規格」という。)に規定する部分(防水紙その他これに類するもの	三
で有効に防水されている部分を除く。)又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分に限る。)をいう。以下「構造用合板等」という。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の二級、構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第	

BN六五  
下枠、たて  
枠及び上枠  
三本

これに類するもので有効に防水されている部分を除く。又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。)に用いる場合は特類に限る。)をいう。以下「構造用合板等」という。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。表一(二)及び(三)において同じ。)、ハードボード(日本工業規格(以下「JIS」という。))A五九〇五(繊維板)―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード(JIS A五九〇八(パーティクルボード)―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁

三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。)、ハードボード(日本工業規格(以下「JIS」という。))A五九〇五(繊維板)―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード(JIS A五九〇八(パーティクルボード)―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁

(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
<p>強化せつこうボード (JIS A 六九〇一) (せつこうボード製品) 一・二〇五に規定する強化せつ</p>	<p>フレキシブル板 (JIS A 五四三〇) (繊維強化セメント板) 一・二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用せつこうボード B 種 (JIS A 六九〇一) (せつこうボード製品) 一・二〇〇五に規定する構造用せつこうボード B 種をいう。以下同じ。のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用せつこうボード A 種 (JIS A 六九〇一) (せつこうボード製品) 一・二〇〇五に規定する構造用せつこうボード A 種をいう。以下同じ。のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN</p>	<p>GNF 四〇 SF 四五</p>	<p>GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN</p>	<p>GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN</p>	<p>CN 五〇 CNZ 五〇 BN 五〇</p>
<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>	<p> </p>
<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の</p>	<p>壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>
<p>一・三</p>	<p>一・五</p>	<p>一・五</p>	<p>一・七</p>	<p>二・五</p>

(五)	(四)	(三)	(二)
<p>強化せつこうボード (JIS A 六九〇一) (せつこうボード製品) 一・二〇〇五に規定する強化せつこうボードをいう。以下同じ。のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(新設) 構造用せつこうボード B 種 (JIS A 六九〇一) (せつこうボード製品) 一・二〇〇五に規定する構造用せつこうボード A 種をいう。以下同じ。のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板 (JIS A 五四三〇) (繊維強化セメント板) 一・二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用せつこうボード A 種 (JIS A 六九〇一) (せつこうボード製品) 一・二〇〇五に規定する構造用せつこうボード A 種をいう。以下同じ。のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>一・三</p>	<p>一・五</p>	<p>一・七</p>	<p>二・五</p>

(ト) 厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	(イ) (一)から(ハ)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(ウ) シーリングボード (JIS S A五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のもを片側全面に打ち付けた耐力壁	(エ) せっこうボード (JIS A六九〇一 (せっこうボード製品) 一二〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のもを片側全面に打ち付けた耐力壁	こうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
BN六五 CN六五 CNZ六五	(一)から(ハ)までのそれぞれの種類	SN四〇	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	
下枠、たて 枠及び上枠 二本 下枠、たて 枠及び上枠 三本	(一)から(ハ)までのそれぞれの間隔	ー	ー	ー
ー	(一)から(ハ)までのそれぞれの	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	部分は二十センチメートル以下
〇・五	(一)から(ハ)までの数値との和(五を超えるときは、五)	ー	ー	ー

(ハ) 厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	(イ) (一)から(ハ)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(新設)	(ウ) せっこうボード (JIS A六九〇一 (せっこうボード製品) 一二〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボード (JIS A五九〇五 (繊維板) 一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	
〇・五	(一)から(ハ)までの数値との和(五を超えるときは、五)	ー	ー	ー

(一)	耐力壁の種類			倍率
	種類	緊結の方法	種類	
(一)	構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級のものに限る。(五)において同じ。)のうち厚さが十二ミリメートル以上のもを片側全面に打ち付けた耐力壁	—	—	四・八
(二)	構造用パーティクルボード (JIS A 五九〇八 (パーティクルボード) 一〇一五に規定する構造用パーティクルボードに限る。以下同じ。)又は構造用 MDF (JIS A	—	—	四・八

表一一二

(出)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
(一)から(イ)までに掲げる耐力壁と(ロ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(イ)までのそれぞれの種類	(一)から(イ)までのそれぞれの数の和	(一)から(イ)までのそれぞれの数の和(五)を超えるときは、(五)	(一)この表において、SF 四五、CN 五〇、CN 六五、CN Z 五〇、CN Z 六五、BN 五〇、BN 六五、GNF 四〇及びSN 四〇は、それぞれ JIS A 五五〇八(くぎ)一〇〇五に規定する SF 四五、CN 五〇、CN 六五、CN Z 五〇、CN Z 六五、BN 五〇、BN 六五、GNF 四〇及び SN 四〇を、WSN は、JIS B 一一一二(十字穴付き木ねじ)一八九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSN は、JIS B 一一二五(ドリリングタツピンねじ)一〇〇三に適合するドリリングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。以下表一一二において同じ。

表一一二

(新設)	耐力壁の種類	倍率
(新設)	—	—

(四)	(一)から(イ)までに掲げる耐力壁と(ロ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁
(一)から(イ)までのそれぞれの数の和(五)を超えるときは、(五)	(一)から(イ)までに掲げる耐力壁と(ロ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁

<p>(七) 構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一级若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの</p>	<p>(六) 構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一级を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(五) 構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一级若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(四) 構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一级若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが九ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(三) 構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一级又は二級を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>五九〇五（繊維板）―二〇一四に規定する構造用MDFに限る。以下同じ。を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>CN五〇 CNZ五〇 BN五〇</p>	<p>CN五〇 CNZ五〇 BN五〇</p>	<p>CN六五 CNZ六五</p>	<p>CN五〇 CNZ五〇</p>	<p>CN六五 CNZ六五</p>	
<p>壁材の外周部分分は十センチメートル以下、その他の部分分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分分は十センチメートル以下、それ以外の部分分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分分は十センチメートル以下、その他の部分分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分分は五センチメートル以下、その他の部分分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分分は七・五センチメートル以下、その他の部分分は二十センチメートル以下</p>	
<p>三</p>	<p>三・五</p>	<p>三・六</p>	<p>三・七</p>	<p>四・五</p>	

<p>(二) 構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一级若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(一) 構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一级を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>三</p>	<p>三・五</p>				

(五)	(六)	(七)	(八)	
<p>構造用せつこうボード A 種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>パルプセメント板 (JIS A 五四一四 (パルプセメント板) 一・九九三に規定する一・〇板をいう。) のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>の、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの、構造用パーティクルボード、構造用 MDF 又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>GNF 四〇 SF 四五 WSN DTSN</p>	<p>GNF 四〇 SF 四五</p>	<p>GNF 四〇 SF 四五</p>	<p>CN 五〇 CNZ 五〇 BN 五〇</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	
<p>一・七</p>	<p>二</p>	<p>二</p>	<p>二・五</p>	

(五)	(六)	(七)	(八)	
<p>構造用せつこうボード A 種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(新設)</p>	<p>フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のもの又はパルプセメント板 (JIS A 五四一四 (パルプセメント板) 一・九九三に規定する一・〇板をいう。以下同じ。) のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	
<p>一・七</p>		<p>二</p>	<p>二・五</p>	

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	シーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用せつこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁
C N 五〇 C N Z 五〇 B N 五〇	S N 四〇	G N F 四〇 S F 四五 W S N D T S N	G N F 四〇 S F 四五 W S N D T S N	G N F 四〇 S F 四五 W S N D T S N
下枠、たて枠及び上枠二本				
	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
〇・五	—	—	一・三	一・五

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	(新設)	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用せつこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁
〇・五		—	一・三	一・五

(イ)	(イ)から(イ)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(イ)から(イ)までの種類	(イ)から(イ)までの種類の本数	(イ)から(イ)までのそれぞれの	(イ)から(イ)までの数値と
	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	C N 六五 C N Z 六五	下枠、たて 枠及び上枠 二本	—	〇・五 は、五)
(ロ)	(ロ)から(ロ)までに掲げる耐力壁と(イ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	B N 六五	下枠、たて 枠及び上枠 三本	(ロ)から(ロ)までのそれぞれの	(ロ)から(ロ)までの数値と
	(イ)に掲げる耐力壁であつて、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一メートル当たり千百ニュートン以下であることが確かめられた場合において、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。			間隔	(イ)との和 (五)を超えるときは、 五)

表二・表三 (略)

六〇十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ(第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。)又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(イ)	(イ)から(イ)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(イ)から(イ)までの数値と	(イ)から(イ)までのそれぞれの	(イ)から(イ)までの数値と
	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	〇・五 は、五)		
(ロ)	(イ)から(イ)までに掲げる耐力壁と(イ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(イ)から(イ)までの数値と	(イ)との和 (五)を超えるときは、 五)	

表二・表三 (略)

六〇十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ(第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。)又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(四) (一)	(略)	緊結する部分	
		くぎの種類	緊結の方法
		くぎの本数	
		くぎの間隔	許容せん断力

(削除)

(五)	(略)	緊結する部分	
		くぎの種類	緊結の方法
		くぎの本数	
		くぎの間隔	許容せん断力

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

壁材の種類	種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	製材
構造用合板、化粧はり構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	CN五〇 CNZ五〇 BN五〇	—	—	—
パルプセメント板	GNF四〇 SF四五	—	—	—
せつこうボード	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN	—	—	—
シーリングボード	SN四〇	—	—	—
フレキシブル板	GFN四〇 SF四五	—	—	—

壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下

壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下

壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は三十センチメートル以下

2 1

附 則

この告示は、公布の日から施行する。  
本造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

軸組の種類 (略)	出隅の柱	その他の軸組端部 の柱
軸組の種類 (略)	出隅の柱	その他の軸組端部 の柱

表一

表一

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、本造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する本造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 (略)

二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(イ)から(ロ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、本造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する本造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 (略)

二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(イ)から(ロ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

この表において、SF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八（くぎ）—二〇〇五に規定するSF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二（十字穴付き木ねじ）—一九九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さ、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタッピンねじ）—二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さ、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七 (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二二号（床根木の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ・ロ (略)

三 (略)

十六 (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号及び第十五号並びに第二二号（床根木の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ・ロ (略)

三 (略)